

## 飯島賢二の『恐縮ですが…一言コラム』

### 第 241 回 新たな事業承継税制～納税猶予制度の方向性

2008. 2. 17

平成 20 年度税制改正大綱が発表され、その中で、「相続時、自社株評価が 8 割引！」という新聞の見出しが、中小企業経営者にとって大変期待され注目されてきた。しかし、実際に導入するとなると、かなり注意が必要な制度であるといえる。詳細まで決定していない段階だが、今回はその概要と方向性を検討してみよう。

まず、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の概要である。

中小企業の経営者(=代表者でかつ非上場の同族中小企業であり、経産省の事業承認計画の確認が必要、ただし資産管理会社は除く)から、後継者(=新たに保有する株と既に保有していた株を合わせて過半数保有か又は同族関係者と合わせて過半数保有かつ親族内の筆頭株主)に自社株を相続させたとする。その相続時に、「後継者の相続税額のうち議決権株式(相続後の発行済議決権株式の 3 分の 2 に達するまでの金額)の 80%にあたる税金を納税猶予しますよ…」というものである。

これだけ聞くと、中小企業の事業承継を資金的にも税制面においてもサポートされているように思われるかもしれない。しかし、誰でも安易にこの適用を受けることは、問題である。実は「一定の要件」というところが、かなりクセモノであるからに他ならない。

この要件を満たさなくなると、納税猶予はたちまち打ち切られてしまう。更にそれまで猶予を受けていた期間の利子税も発生する。この利子税が現存するものと置き換えて試算した場合、自社株の額にもよるが、かなりバカにならない納税額になると思われる。

経営が苦しい状況や、戦略的に経営を変えなくてはいけないような時、そんな時に猶予を打ち切られ「約束守れなかったのだから、今まで猶予していた税額払ってね。利子もつけて…」というダブルパンチどころかトリプルパンチが飛んでくることになる。

では、その「一定の要件」とは…、相続の申告期限日から 5 年間、以下の条件を、継続的にクリアしているか、経済産業大臣によるチェックが行われる。その条件とは、後継者が、①代表者であり続ける ②雇用の 8 割以上を維持する ③相続した自社株を死ぬまで継続して保有しなくてはならない、ということである。

この 3 つの条件を継続的にクリアするには、さまざまな問題があるだろうと予測される。相続発生から 5 年 10 ヶ月は経営上の制約があり、業界や経済全体が悪い状況に陥ったりした場合、雇用の 8 割以上を維持しなくてはならないためリストラもできない。もし維持できなければ、納税猶予税額とその期間までの利子税分をつけて納税しなくてはならない。

また 5 年 10 ヶ月経過後であっても、承継者の株式継続保有が要件となっているため、何年たっても自社を M&A (売却) 等できない。自社株式の譲渡をした場合、その譲渡した部分にかかる納税猶予税額を納付しなくてはならない(利子もつけて)等々…。

この制度を利用するには、会社の体制と方向性の事前チェックが絶対必要となる。また、相続税の「減額」ではなく、当面は、あくまで「猶予」であること、その後にリスクを抱えることになる制度であるとしっかり認識して、導入を検討しなければならない。誰でも後継者ならメリットがある、ということにはならない筈であるゆえ、要注意である。

税制上の特別措置以外にも、民法の特例(①贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる ②贈与株式等の評価額を予め固定できる)や金融支援(経済産業大臣の認定により、中小企業信用保険法の特例及び日本政策金融公庫法の特例が受けられ、必要となる資金を支援)が享受できることとなった。詳細を確認すること、お薦めしたい。これらの施策は、平成 20 年 10 月 1 日以降の相続開始等から適用される予定。

(株式会社飯島綜研スタッフ・木元祥史氏執筆に加筆修正)